

## 過労死等防止啓発授業の実践を振り返って ～4年間の実践から見てきたものと5年目以降の課題～

櫻井 善行

愛知働くものの健康センター  
定時制高校非常勤講師

Yoshiyuki SAKURAI Reflections on the Practice of "The Classes to Raise Awareness for KAROSHI Prevention" from Four Years of the Practice and Challenges Beyond

### はじめに

本稿は、2019年から2022年まで4年間、愛知県内の小規模の昼間定時制高校に通う卒業学年の生徒に対して行った「過労死等防止啓発授業」(以下啓発授業)での実践報告である。本稿では企画・準備から当日の対応、事後対応を含めたこと、実施するにあたっての生徒や職場の構成員の反応などを紹介し、継続してやったことの意義と課題についてまとめたものである。さらに本稿は、この夏に行われた「教育のつどい」(全国教研:2023年8月20日於東京)でのレポート報告と9月9日(土)・10日(日)に行われた第9回過労死防止学会の自由論題での報告レポートをベースに、現場感覚から学問的水準に仕上げていくための準備として「研究ノート」としてまとめたものである。

本稿では、4年間の啓発授業からみてきたことと、失敗や成功も含めて、その意義・課題を明らかにする。必ずしも装飾されたうまくいった事例ばかりではない。失敗も繰り返しながら、その原因を真摯に受け止めることによって、次の飛躍があると考え。読者が本稿を読んでいただき、現在の「過労死等防止啓発授業」の課題を考え、より充実したものにしていければ、筆者としても望外の喜びである。

本稿の構成は「はじめに」で本稿の目的を明らかにし、1. 過労死と啓発授業とは何か、2. 実践校での経験、3. 見えてきたこと、4. 課題、5. まとめ、の順に展開する。

### 1. 過労死と啓発授業とは何か

#### 1-1. 過労死とは

本稿のテーマである「過労死」とは、「過労死等防止対策推進法」(平成26(2014)年6月27日法

律第100号)によれば、「(定義)第二条 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」とされる。

いわば過労死という仕事(業務)に起因する突然死の原因としては、長時間労働、仕事の量や内容の過重さ、職場の人間関係の悪さ、仕事と家庭の両立の困難さなどをあげられる。これらの原因が重なり、心身のバランスと健康を損なうことで、業務が原因による過労死に至ると考えられてきた<sup>1)</sup>。

社会的認知については、戦後1970年代後半に医学者によって「過労死」という言葉が初めて使用され、1980年代後半から、国際用語にもなった「KAROSHI」は社会的に大きく注目されるようになってからである。

1988年には、過労死に関する電話相談窓口「過労死110番」が初めて設置され、過労死遺族や労働者団体による過労死防止の取り組みが活発化した。1995年には、厚生労働省が労災認定基準を改定し、過労死の労災認定が拡大されるようになった。

#### 1-2. 啓発授業とは

本稿で扱う「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」(略称 啓発授業)とは、厚生労働省広報資料によれば「過労死等の防止のために、生徒や学生等に対して、過労死等の概要や原因、防止対策等について理解を深めてもらうための授業」とされる<sup>2)</sup>。

厚生労働省では2015年以来、過労死等防止

対策等労働条件に関する啓発事業として、中学、高校、大学等への講師派遣支援事業を行っている。この事業では、労働問題に関する有識者や過労死のご遺族を講師として派遣し、授業を実施している。「啓発授業」では、以下の内容が取り上げられることが多いという。

①過労死等の概要、②過労死等の原因、③過労死等の防止対策、④労働基準法と過労死等、⑤過労死の遺族の体験談、である。いわば、この授業を通して、生徒や学生等が過労死等について理解を深め、過労死や労働災害防止するために、必要な知識や行動を身につけることが期待される。

近年日本の労働者の働き方(働かせ方)が大きな話題になっているものの、長時間労働の増加や働き方改革の遅れなどで、過労死のリスクは依然として高い状況にある。「啓発授業」は、過労死等を防止するための重要な取り組みの一つとなりうる。

具体的な授業の進め方としては、講師が過労死等の概要や原因について説明するとともに、生徒や学生等からの質問や意見に答える形式となろうし、場合によっては、ワークショップやロールプレイングなどのアクティブ・ラーニングを取り入れることで、より理解を深めてもらうための手立ても考えられるだろう。筆者が関わる学校ではそこまでの水準には到達していない。それでも「啓発授業」は、生徒や学生等の過労死等に対する意識を高め、過労死等の防止のための取り組みを進める上で、重要な役割を果たしている。

### 1-3. 過労死の要因

「過労死」を生み出す要因には、一般的には長時間労働と仕事の過重さという二大要因がある。長時間労働とは、労働基準法で定められた法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて働くことで、長時間労働のリスクは、睡眠不足や疲労蓄積を引き起こし、心身の健康を損なう原因となってきた。

仕事の過重さとは、仕事の量や内容が過度に負担になることで、仕事の過重さは、ストレスや心理的負担を引き起こし、心身の健康を損なう原因となる。これらの二つの要因が重なり、心身の

健康が損なわれた結果、過労死に至ると考えられてきた。近年の過労死は、長時間労働による身体的負荷以上に、精神的負荷が増えてきたことが指摘される。

過労死防止のためには、この二つの要因を抑制することが重要となる。学校関係者の常日頃から次の取り組みが強調されてきた。①法定労働時間の遵守、②時間外労働・休日労働の削減、③有給休暇の取得促進、③ストレスチェックの実施、④メンタルヘルス相談体制の整備、⑤職場のハラスメントの防止 などである。最近の過労死事例の多くには、①精神疾患による自殺、②心臓・血管疾患による死亡 があげられる。

### 1-4. 生徒への「啓発」の意味

ところで筆者は、この間「啓発授業」に限らず、日頃の生徒の行動ぶりや関心事から、身近にいる高校生の意識を探ってきた。現在高校3年生の彼らは2005年生まれで、世に言うZ世代<sup>3)</sup>の若者である。

その一般的な定義とは別に、本校生徒の傾向についてこの間観察をしてみた。活動範囲が広くない彼らの限られた情報源は、そもそも新聞もテレビも見ないため、怪しげなSNS頼りである。権利意識はあるが、限定的で忖度して取捨選択する傾向が強く、強い指導や権力には抵抗できない場合が多い。たとえばアルバイトでコンビニのオーナーからシフトの一方的な変更を要請されると、何も文句は言えない。よく言われる「保守的・排外主義的」傾向は否定しがたいが、本質的ではない。むしろ勉強不足と思慮の不足から来るものであると筆者は考えている。その責任のかなりの部分は、乱暴な言い方をすると、本来的には現在の学校教育と大人社会のあり方に回帰されると考えられる。

## 2. 実践校での経験

### 2-1. 実践校の概要

公教育の学校を最初からネガティブに扱うことは好ましくないが、本校では開設当初から不登校経験者が7割を占めて入学している。別の属性からすれば、外国人 貧困家庭、ネグレクト家

族、全日制中途退学者、低学力者など全日制高校に入学できなかった者が多数入学している。

一部学力の高い生徒もいるが、全体的に学力は低い。

近年の本校に入学する生徒は、2010年までは1クラス40人、160人募集であったが、2011年以降の入学生は200名である。学年が上がるにつれ生徒数は減少し、学年レベルでは180人、150人、60人と減少していく。最近では25%ぐらいが本校昼間課程をリタイアし、その先は本校通信制への「転籍」や私立の「広域通信制高校」※への転学が多い。(本校は、3年卒と4年卒が選択される)

授業は学校裁量で1クラス30人強で各授業が進められるが、各クラスでの毎授業時、最低数人は欠席、多いときは2桁になる。全員が出席しているのは稀である。また授業中に合法的エスケープの場(受け皿)がある。保健室、図書室、相談室という居場所である。教職員は厳格さは求めないのが共通認識である。

以上はネガティブな傾向だが、規格的な授業でなく独創的な教育活動もありうる。この啓発授業を学年単位で5年も続けられるのは、この学校ならばのことである。子どもたちは本来的には「いい子」である。以上が啓発授業を行ってきた学校の実態である。

## 2-2. 啓発授業への取り組み

まず学校教育(公教育)での啓発授業の位置づけを考えたい。「教科」の授業での実践もあるが、厚労省や我々が考えるのは、教科外の教育活動として位置づけである。最も入りやすいのは、「主権者教育・人権教育」として位置づけ、労働教育・ワークルール教育の導入からの視点から、「啓発授業」として行うことが可能であると考えられる。

実施単位としては、学校全体、学年単位、HRクラス単位、選択授業単位をあげられる。他にあり得るとしたら、学校祭などの文化活動を通した生徒の自治活動がある。名古屋市内のある私立高校での放送部の活動があるが、これは例外的事例である。

「労使自治」と「生徒自治」は、共通点がある

が、現在の学校教育の中では、学校間での温度差は歴然としている。その上で、本校のような学校での啓発授業は可能かということが問われてくる。本稿ではその可能性について検証するものである。

## 2-3 はじめての啓発授業 2019年度

2019年の秋、近隣の進学校で知られるK高校で実施したことがNHKの報道番組で放映された。その画像では、優等生らしい表情で講師の話に聞き入る姿と、質問にもハキハキ答える姿が映し出されていた。このことが本校職員室でも話題になった。この時三年生の学年主任と対話、相談して、やろうということで実施に踏み切った。

3年生全生徒に11月上旬の「総合学習」の時間を活用して実施することになった。生徒の感想文も予想以上に丁寧に書かれていた。教職員(含む管理職)にも好評であった。

この時、講師に招いたのは中部電力新入社員として入社して半年で自死した若者の母親で、この訴訟の原告であるYさんと、労働弁護団で労働問題を中心に扱ってきたT弁護士に依頼した。日程調整 講師予定者の選出はこちらですべて設定した。ありがたいことに管理職も前向きに協力してくれた。

筆者個人は、この時の生徒とはほとんど接点が無かった。事前に啓発授業の説明を配付して読んでおくようにという指示を学年主任と学年団に伝えた。当日も学年団のお手伝いに加え啓発授業を紹介してくれた「愛知働くものいのちと健康を守るセンター」のスタッフの援助を受けながら、当日の啓発授業の仕切りは筆者が行った。ただ広い体育館でのお二人の話は、生徒からすれば刺激的なもので、全体として評価は悪くはなかった。「いのけんスタッフ」もこの「啓発授業」を参観してKH高の生徒を見直したといていた。

## 2-4 2020年度

2020年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症拡大のため3年生各クラスの授業の時間を利用して実施した。職員への事前アナウンスもあり、各クラスでの授業に、毎時間何人かの教員が参観した。

この年度の新しい3学年主任には「啓発授業」を学年企画でやって欲しい旨依頼した。前向きに検討するはずであったが、いわゆる年度当初から新型コロナウイルスの感染拡大と学校休業の影響をうけ、学年全体の行事の削減、感染防止の観点から学年全体の生徒単位でのHRや総合学習(総合的探求)をおこなうことが困難な問題が発生した。

あらゆる可能性を検討したが、最終的に夏休み明けに、報告者が受け持つ3年生5クラスの「政治経済」の授業を活用して行うこととした。学年全体の生徒への講演スタイルならば1度で済むはずの啓発授業が、結果として計5回になったということで、授業担当者やスタッフ、啓発授業報告者の負担増になったが、その分、少人数(30人弱)の生徒を対象とした身近な授業の延長という形で行うことが可能となった。

今回は事前指導として、「映像07」の鑑賞と感想文の作成、その上で啓発授業本番に入っていくことにした。啓発授業後には昨年と同様感想文提出(疑似アンケート)とコピーを講師2人に渡し、2人にはリプライという形で生徒向けの返事を書いていただいた。その際、イラストを描くことが趣味の生徒に仕掛けてお二人の似顔絵を描いてもらい、お二人とも大変喜んでくれた。

啓発授業後、部分的な反応があった。ある医療系の大学を志望する女子生徒(不登校経験者)が入試の面接にあたってどういう配慮が必要かということを講師のY氏の話(例に休み時間に筆者に話しかけてきた。もう一人は元気のいい男子生徒が、就職内定先の企業で「とある労働事件」があったことを知ったのか、「先生、なんかあったら相談に来るから」といつてくれた。さらに後日関係者が明らかにしてくれたが、講師の話(あまりにも真剣に捉えて、メンタルな部分で若干煩った生徒もいた。それは生徒が真剣に話を受け止めてくれたことであつたと考えている。

この年度はクラス単位でやったため、可視化するために職場の教職員に授業への参観を呼びかけたが、各授業で数名程度の参加があり、次年度実施に繋ぐことが出来た。

筆者が見た限り、生徒は通り一遍の授業で、テストでいい点を取るよりも貴重な体験をしたのか

と知っている。

啓発授業実施日は、令和2年11月4日(水)4クラス、11月6日(金) Iクラスの講座で対象は3年生のみとした。啓発授業担当は前年度とまったく同じであった。

## 2-5 2021年度

2021年度は感染拡大が弱まり、体育館で行えた。感想文も例年通り真面目に取り組んだ。今回は前年度に啓発授業を鑑賞していただいた何人かの教員の中で、筆者と同じ教科の教員が新3年生の担任になるため、新年度早々彼女を通じて新学年会に申し入れをした。この学年の生徒は、筆者自身が教えていなかったこともあり、事前指導はできなかった。事前に啓発授業の周知のための案内プリントを配布した。さらにこれまでと同様に、実施後に生徒にアンケートを書いてもらった。

## 2-6 2022年度 バージョンアップ

2022年度の啓発授業は、4年目になり生徒にとって身近な視点となる材料を検討した。

愛知県西三河地域は自動車産業の雄たるトヨタ自動車とその関連企業が林立する場所柄、かつては少なからぬ過労死・労災の事例があった。そのことを意識しながら、啓発授業のバージョンアップを図った。

今回は、2019年度から初めて3年が経過したこともあり、啓発授業のバージョンアップを図ることにした。今までは生徒への事前告知、啓発授業の実施、感想文、講師からのリプライという形式であったが、今回は前段の段階で工夫を試みた。いわゆる過労死が起きる職場は「ブラック」な職場が多いが、私たちの地域(愛知県西三河地域)はトヨタ自動車ならびに関連企業が多数あり、地域社会もその影響下にある。今回の啓発授業ではその本丸であるトヨタ自動車で起きた過労死事例を扱うことにした。

本校生徒の場合、他校ほどではないにしろトヨタ自動車ならびに関連企業に保護者が勤務する生徒は少なくない。もしかすると授業内容(教材)でクレームがあるのではということも考えたが、それは取り越し苦労であった。むしろトヨタ系企業

ではよくあることだと娘(生徒)に語ったデンソー勤務の父親もいたという。

①トヨタを事例にして ②内容を膨らまして ③上っ面の知識だけでなく、事件・事例を通して考えさせていく ということである。この三点を試みることで、これまでの啓発授業のバージョンアップを図った。

工夫①については2002年に起きたトヨタ自動車工場末端職制であった内野健一さんの過労死事例と、2022年にトヨタ自動車と和解が成立して、社長自らが遺族に謝罪したKOさん(2009年当時本社の技術職で職場での上司によるパワハラで鬱になり失踪、山中で自死した事例)の2つを題材にした。

内野氏過労死事例については、先に紹介した「映像07」を、すべての生徒に鑑賞させて、感想文を書かせた。筆者が授業に行っていないクラス(4年生2クラス)の生徒も、該当クラスの担任と相談して、快諾により鑑賞させ感想文も書かせた。この学年のほぼ全員の生徒を筆者は教えていなかったが、快い反応が返ってきた。また、担任も教材とした「映像07」は初めて鑑賞したこともあり、生徒からは衝撃的な感想が聞こえてきた。

「映像07」の鑑賞と感想文提出は、いわば啓発授業の前段を意味した。啓発授業の本番は、2009年に職場のパワハラで過労自死したKO氏のご遺族である夫人(Oさん)、そして裁判闘争を担った若手の女性弁護士(Kさん)に話をしていただいた。

生徒からの反応もよかった。今までと同じように感想文の提出(講師へのコピー提供)、講師からのリプライと生徒への印刷物の提供という形で終えた。今回も一部の生徒に依頼して、2人の講師の似顔絵を描いてもらい、感想文のコピーを送る際に、お礼として同封した。

## 2-7 現在進行形の企画

2023年度の啓発授業は、「映像07」で登場する原告と担当弁護士に折衝の上、お引き受けいただくことになった。12月7日(木)に行う方向で実施予定となっている。今回も事前指導で3年生全員に各クラスで政経の時間を利用して、「映像07」を鑑賞させ、感想文を書いてもらうことにした。

## 3. 見えてきたこと

### 3-1. 本校生徒の意識の確認

本校生徒に限らず現在の高校生の社会的視野は広くはない。関心事はごく身近の分野に限られている。それは人間関係においても同じである。個人情報保護が語られるようになって20年以上も過ぎたが、同じ教室で学ぶ生徒である、いわゆるクラスメイトのプロフィールをほとんど理解しないまま学校生活を送っている。住所や出身中学を知らないどころか、卒業まで一度も話をしたことがない同級生もあるほどである。筆者の高校時代、一度も同じクラスになったことがなく出身中学も部活動も通学経路も異なる生徒と、古希を過ぎた現在でも付き合いが続いているという話をすると、信じられない顔をする。そうした問題意識は、関心事でも自分の周囲にある限られたことぐらいしかない。といっても、現在のネット世界の展開は、我々の知り得ない分野での交流はある。だが高尚な話題にはほとんどついてこない。しかし、最近の話題の「検討士」や「増税くそめがね」は、耳を立てる生徒が少なからずいる。

芸能人の認知度では、10代までのアイドルは話題になるが、20代半ばから30代にかけてのアイドルタレントへの関心と認知度はずっと低くなる。例えばAKB48卒業組の元「総選挙第一位のタレント」の認知度は低く、40代半ばの安室奈美恵や浜崎あゆみなどの認知度もかなり低い。当然だが、「聖子ちゃんカット」も親から聞いた以外知らないし、最近の映画「こんにちは母さん」で永野芽衣の祖母役を演じた吉永小百合などは、「誰その人？」となる。

世界の認知度もあやふやで、国と都市の区別がつかない生徒が多数を占める。アジア・アフリカなどでの州名と国名とが混同していたり、頭の中に地球の図を描くことができないため、白地図を見ても分からない。一方、成績のいい生徒は、体制に従順に組み込まれている。そうした傾向は進学校ほど傾向が強くみられる。

### 3-2. 職場の雰囲気

筆者の職場では啓発授業に積極的な人は、全体としては少ない。しかし、自らやっつけようとする人はごく少数だが存在はする。その気で前向

きにやろうとしている人は限られてくる。それは職場の実践や教育力を反映した結果である。教師の側からすれば、マニュアル通りの実践しかできない。独創的な実践は、鼻から苦手であるためである。学年で統一された決められたことを決められたとおりにやる。そこからはみ出した生徒には、「指導」という名のペナルティが待っている。かつては「東の千葉」「西の愛知」と言われた管理教育のメッカも、現在では東京都や大阪府の方が突出しており、愛知ではさすがに「地毛証明書」だとかスプレーで黒髪強制などは聞かないが、似たような指導はある。かくして、これまで「規格品」としての生徒が大量生産されてきた。

本校の場合、そうした雰囲気はなく、最低限のルールは守らせているが、生徒にはあまり響かない。逆に言えば、紋切り型では対応困難な生徒が多数存在しており、そのことが学校教員の共通認識になっている。個々の教員が「勝手に」行う実践については容認される傾向がある。これが本校で啓発授業が続けられた根拠でもある。

## 4. 課題

### 4-1. 認知度の拡大と実施事例の増加のために

#### 4-1-1. 啓発授業の認知

「啓発授業」の認知度は、残念ながら驚くほどの現状である。通常のワークルール教育・労働教育一般と同じ部類で考える関係者が多い。認知度を高めるためには、まず関係者による広報活動の強化が必要である。厚生労働省が作成のパンフが各学校に配送されているのはたしかだ。それ以降の対応は当事者(管理職・担当分掌)の受け止め方によってかなり違ってくる。対応がよい場合でも掲示板での掲示にとどまり、これを受け止めて全校的にやろうという事例は寡聞にして知らない。多くの啓発授業のパンフレットは日の目を見ないままに忘れ去られていく。特定の変り者の教員だけに任せておいていいのだろうか？

#### 4-1-2. 実施のための障壁の除去

啓発授業を実施可能な環境整備が必要になる。行政サイドへの要請は、国や都道府県・市町村の担当部署からの学校教育への要請・アナウ

ンスがまず必要となる。さらに、各都道府県・市町村教育委員会から担当校長会への依頼・実施要請となる。

現場での対応は、教育課程・年間計画への組み入れが不可欠となる。その上で、日々の教室内での実践やふさわしい教材の作成が急務となる。

以上が必要条件なら、以下の団体には恒常的なアクションの必要となる。国レベルでは文部科学省、厚生労働省、場合によっては経済産業省がその対象となろう。地方レベルでは都道府県教育委員会、市町村教育委員会や都道府県立学校校長会、市町村校長会にも働きかけが必要となろう。職員団体にも潮流にこだわらずに依頼要請が必要となろうし、教職員組合以外の労働組合にも協力依頼が必要となる。

学校現場において、過労死問題に限らず社会一般のことを語り合える職場環境こそ必要ではなかろうか。かつてはこれが当たり前のことであった。啓発授業は、生徒の意識の醸成とともに、それに関わる教員(教育労働者)の働き方(働かせ方)を変えていく役割もあるはずである。

#### 4-2. すべての中高生・大学生を対象に

過労死がなくなれば、「過労死防止学会」とともに「過労死等防止啓発授業」の存在根拠はなくなる。そういう社会が訪れるためには何が必要であろうか。

学校現場においてまず必要なことは、どの子もワークルールを身につけることである。通常のワークルール教育がどこでもやれているかが問われる。ワークルール教育＝労働教育は、憲法をはじめ、さまざまな法体系についての学習をやるのが当たり前とされてきた。だが実際は、労働法概念に疎い教員が多いという実情がある。

「社会科の教員」がやれば良いことであると考え人も少なくない。過労死あるいは労働安全衛生の問題が、「社会科」に限らず「生活科」や「保健体育科」に広がるのは否定すべきではない<sup>4)</sup>。ただ「過労死等防止」という課題を教科の学習指導に置き換えて、「過労死」の当事者の生の声をスルーするのは啓発授業の否定に他ならない。労働教育に限らず平和教育や環境教育・主権

者教育ですら、そうした考えがまだ残っている。こうした考えを露払いすることが必要になるだろう。人間の尊厳、いのちと健康に関わることは、学校全体の課題であるからである。

## 5. まとめ

啓発授業はやらないよりもやるにこしたことはないだろう。啓発授業の実施事例数では少数にとどまるのが実情である。中等教育(中学校・高等学校)に限れば実施事例は全学校数の1%に満たない<sup>5)</sup>。高等教育(大学など)においてはさらに少ない。現在の日本では自らの将来の職場のことも、家族の健康のことも考えることなく、社会に出て行く若者が圧倒的多数なのである。

筆者は、「啓発授業」は「過労死防止学会」とともに将来なくなることを願っている。啓発授業はワークルール教育や人権教育一般に「昇華」してもよいと考えている。しかし、現実はずどの学校においても若者(生徒・学生)に過労死の存在を教え、それをなくしていくために何が重要かということから始めて行く必要がある。

啓発授業は、それを通した生徒の意識の醸成とともに、それに関わる教員(教育労働者)の働き方(働かせ方)を変えていく役割もあるはずである。

職場における教職員集団の問題意識もかなり落差がある。こういう企画を鼻から嫌う教員がいるのも事実である。そういう教員には、「厚労省」や「教育委員会」の後ろ盾を使うのも1つの方法である。だが味方になるべき「職員団体」も十分に理解しているかという点と必ずしもそうとはいえない<sup>6)</sup>。

近年、ようやく「教職員の働き方」が問題視されるようになったが、これから社会に出て行く生徒にも、「過労死」を生み出さないために、自らの問題として職場の在り方を考えさせる意味でも、啓発授業が果たす役割は大きいだろう。筆者の本音は、生徒を対象とした「過労死防止啓発授業」を通じ、教員自らが自分の働き方を見直し、働き方を再考していく契機とさせたい。

## 注

1. 過労死の歴史は、1910年代に長野県の製糸工場で働く女性労働者が過重労働から逃れようと投身自殺する事件にまで遡る。
2. 「過労死等防止対策推進法」では、啓発を次のように定義している。(啓発)第九条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずる。
3. Z世代とは、明確な年齢の定義はないが、ミレニウム世代の後に位置する1990年代後半～2012年頃に生まれた世代といわれている。彼ら彼女たちは2023年現在で10代～20代前半の世代であり、物心ついたときからインターネットを当たり前を活用するデジタルネイティブである。
4. 最新情報によると、愛知県では高校生が「過労死」について学ぶ機会を、教科「保健」に求めている。学習指導要領には、教科「保健」の教育課程で過労死を取り上げていることで教育行政は責任を果たしているということにすり替えている。しかし、これは「過労死防止啓発授業」を単に教科指導で済ませていくという安易な発想に繋がりがかねない。筆者はあくまでも啓発授業は、学校(学年)全体で担うべきだと考える。
5. 「過労死防止白書」(2022)によれば、中学校・高等学校等の学生・生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発するため、「労働問題に関する有識者及び過労死された方の遺族を講師として学校に派遣する事業」が、平成28(2016)年度から、国の事業として開始した。同白書によれば令和3(2021)年度には、全国で196回の講義を行い、16,705人が参加したという。
6. 官製研修は「必要悪」だとは思いますが、管理職・一般教職員を対象とした「過労死防止啓発授業研修」も必要となろう。最近、管理職と個別に話し合った際、人事労務的な研修はほとんどなされず、通達だけで処理されているのがほとんどであることを打ち明けてくれた。こうした状況をふまえ、行政側からの交通整理・意思疎通も必要となることが考えられよう。実際に関係省庁である厚生労働省と文科省の連携も十分ではない。さらに、都道府県教育委員会や市町村教育委員会も「過労死防止授業」を十分に理解しているとは言い難い事情がある。